

議員政治倫理条例調査検討特別委員長報告

(金子憲太郎委員長)

本特別委員会は平成29年9月定例議会において、議員の「政治倫理条例」を制定するために、調査、検討を目的として設置することが決定されました。

第1回の委員会を平成29年10月6日に開催し、議員を対象とする「政治倫理条例」の制定を行うことを決定したうえで、平成30年1月30日までに計7回の委員会を開催し、制定すべき条例の自身について鋭意検討を行い、「南島原市議会議員政治倫理条例案」を策定しました。

それでは、「南島原市議会議員政治倫理条例案」の骨子についてご説明いたします。

対象者は、南島原市議会議員とする。

次に、議員の政治倫理に関する規律の基本となる具体的な基準として、議員の品位を損なうような一切の行為を慎み、そ

の職務に関し不正疑惑を持たれるおそれのある行為の禁止、市が行う許認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業や団体等のため、有利若しくは不利な取り計らいを禁止するなど7項目を規定しました。

そして、議員がその基準に違反する疑いがあると認められるときは審査の請求が出来るよう「審査請求」の基準について規定をしました。

次に、審査請求を受けるときは、議会に「政治倫理審査会」を設置することとし、その審査会での審査方法について規定を致しました。

また、委員会、審査会が終了したときは、報告書を作成し議長に提出する。

議長は、報告書を受理次第速やかに審査請求を行った代表者に文書で回答することとしました。最後に、対象議員の行

為が政治倫理基準に違反したと認められるとき、議長は議会運営委員会に諮り、「議員の辞職勧告」又は、「この条例を遵守させるための警告」そのほか議長が必要と認める措置」などの措置を講ずることができると規定しております。

今日、地方分権が叫ばれ、地方自治体はその真価を問われ、議会の役割と責任の重要性が高まっております。議員は、市民の

負託に応え、公正で民主的な市政の発展に寄与することを基本として、市民に信頼される高い倫理性を持ち、地方自治の本旨に従った活動を行うことが求められております。

議員各位におかれましては、以上のことをご理解いただき、是非この条例の早期制定にご尽力頂きますよう、切に希望いたします。

なお、この条例案は議員を対象とした政治倫理

条例であります。民主的な市政の確立のためには、議員の政治倫理だけではなく、市長等の行政倫理及び職員倫理の確立も必要不可欠であります。よって、市当局におかれましても、今後条例等の制定に向けご検討いただくよう切望いたします。

※今議会において採決の結果、全会一致で可決されました。



議員政治倫理条例調査検討特別委員会風景

平成30年 南島原市議会第1回定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	平成30年3月2日	受理
報告第2号	専決処分の報告について （南島原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について）	平成30年3月2日	受理
報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）	平成30年3月2日	受理
議案第1号	口ノ津港ターミナル新築工事請負契約の締結について	平成30年3月20日	原案可決
議案第2号	南島原市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者評価委員会条例の制定について	平成30年3月20日	原案可決
議案第3号	南島原市職員定数条例の一部を改正する条例について	平成30年3月20日	原案可決
議案第4号	南島原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	平成30年3月20日	原案可決
議案第5号	南島原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	平成30年3月20日	原案可決
議案第6号	南島原市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	平成30年3月20日	原案可決
議案第7号	南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	平成30年3月20日	原案可決